令和２年経営事項審査申請の手引　主な変更点

頁数	Ｈ３１	Ｒ２	備　　考
8	４　国土交通大臣許可業者に係る経営事項審査について 　岡山県内に主たる営業所を有する国土交通大臣許可業者の方は、国土交通省中国地方整備局作成の「経営規模等評価申請・総合評定値請求の手引き」により申請書類を作成し、県庁土木部監理課建設業班（県民局でも可）まで、郵送又は持参により提出してください。 　提出いただいた申請書類は、岡山県から国土交通省中国地方整備局へ進達し、国土交通省中国地方整備局において審査が行われます。 【問い合わせ先】国土交通省　中国地方整備局　建政部 計画･建設産業課　経営支援係 〒730－0013 広島県広島市中区八丁堀２－15 電話 082－221－9231（代表）	４　国土交通大臣許可業者に係る経営事項審査について 　岡山県内に主たる営業所を有する国土交通大臣許可業者の方は、国土交通省中国地方整備局作成の「経営規模等評価申請・総合評定値請求の手引き」により申請書類を作成し、県庁土木部監理課建設業班（県民局でも可）まで、郵送又は持参により提出してください。 　提出いただいた申請書類は、岡山県から国土交通省中国地方整備局へ進達し、国土交通省中国地方整備局において審査が行われます。 【問い合わせ先】国土交通省　中国地方整備局　建政部 計画･建設産業課　経営支援係 〒730－0013 広島県広島市中区八丁堀２－15 電話 082－221－9231（代表） ※　令和２年４月１日から県経由事務が廃止されます。それに伴い、令和２年４月１日からは、国土交通大臣許可業者の方は、県を通さず、直接、上記の中国地方整備局へ申請を行ってください。	県経由事務の廃止に伴う修正